

第 8 条

1 . 国際分野における政策決定への参画状況

(1) 男女共同参画社会基本法における規定

「男女共同参画社会基本法」の第 7 条において、「男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない」と規定されている。

(2) 国際会議への参加

各種国際会議への政府代表団等の女性メンバーは増加傾向をたどっており、1997年9月以降、内閣により代表、代表代理並びに顧問が任命された国際会議政府代表団等は129あるが、そのうち約20%にあたる27の国際会議に女性の代表等が任命（閣議決定によるもの）されたところ、具体的には以下のとおりである。

- ・ 国際連合第 5 2 回総会（代表代理）
- ・ 国際連合第 5 3 回総会（代表代理、顧問）
- ・ A P E C 女性問題担当大臣会合（代表）
- ・ 8 か国労働大臣会合（代表代理）
- ・ 国際労働機関第 8 7 回総会（代表）
- ・ 万国郵便連合第 2 2 回大会議（代表）
- ・ 国際連合第 5 4 回総会（代表代理、顧問）
- ・ 第 3 0 回ユネスコ総会（顧問）
- ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約第 5 回締約国会議（代表）
- ・ 第 1 0 回国際連合犯罪防止会議（顧問）
- ・ 国際労働機関第 8 8 回総会（代表）
- ・ 国際連合特別総会女性 2 0 0 0 年会議（代表、代表代理）
- ・ 社会開発国際連合特別総会（代表代理）
- ・ 国際連合第 5 5 回総会（代表代理、顧問）
- ・ 第 4 4 回国際原子力機関総会（顧問）
- ・ 8 か国労働大臣会合（代表代理）
- ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約第 6 回締約国会議（代表）
- ・ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約署名会議（代表代理）
- ・ 国際労働機関第 8 9 回総会（顧問）
- ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約第 6 回締約国会議再開会合（代表）

- ・人種主義、人種差別、外国人排斥及びそれに関連する世界会議（代表）
- ・国際連合第56回総会（代表、代表代理）
- ・第14回世界観光機関総会（代表）
- ・第31回ユネスコ総会（代表）
- ・気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議（代表）
- ・犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約締結交渉（代表）
- ・8か国労働大臣会合（代表）

（3）海外における勤務

ア） 国際機関等

国連事務局における日本人職員に占める女性の比率は、1997年6月末の57.5%から、2001年6月末には57.3%となっている。

また、国連を含む主な国際機関においては、専門的な事業に携わる日本人女性職員の数は1994年には180人であったが、2001年には283人となっており、増加している。2002年4月末現在活躍している日本人の女性幹部職員としては、UNESCO分権化・フィールド調整局長、ESCAP事務局次長、バーゼル条約事務局長等が挙げられる。さらに、2001年6月の国連総会で、旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷の訴訟裁判官として、日本人としては初の女性国際裁判官が選出された。

イ） 大使

我が国の女性の大使は、1980年に初めて就任して以来、歴代8人である。うち2002年4月15日現在、2人が駐ウズベキスタン大使及び軍縮会議代表部大使として在任中であり、我が国の全大使の約1.8%に相当する。

ウ） 在外公館の女性職員

2002年4月15日現在、我が国の外務省（本省及び在外公館）において1,071名の女性職員が勤務しており、総職員数に占める割合は約19%である。内、在外公館に勤務する女性職員は403名であり、これは在外公館職員の約13%である。

エ） PKOへの派遣

2002年4月の東ティモールの国連平和維持活動（PKO）に対する自衛隊の派遣において、7名の女性自衛官が初めて参加し、衛生・通信等の業務を担うことになった。

(4) 途上国の女性支援(WID)

ア) ODAによる取組

日本政府は1992年に閣議決定された「政府開発援助大綱」において開発への女性の積極的参加を明記するとともに、第4回世界女性会議(北京会議)の場でWID分野の今後の取組を示すために「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」を発表した。同イニシアティブは開発援助の中で女性のエンパワーメントとジェンダー平等を実現するため、教育、健康、経済・社会活動への参加、の3分野に対する支援を重視することとしている。

また、1999年、日本政府は「政府開発援助に関する中期政策」を策定し、貧困対策や社会開発分野支援の重点課題の一つとして、ジェンダーを取り上げている。その中で保健・教育面での女性支援や女性の経済的自立の促進を積極的に行い、ジェンダーに関するモニタリング・評価結果の活用に努めることなどを表明している。

さらに、同中期政策において、全世界で貧困状態にある13億人のうち約70%が女性であり、教育、雇用、健康面でも多くの女性が脆弱な立場に置かれていること、また、開発途上国において均衡の取れた持続的な開発を実現していくため、男女の等しい開発への参加とそこからの受益を図る必要があることから、開発途上国における女性支援の視点が重要であるとしている。具体的には、保健・教育面での女性支援(「グアテマラ・女子教育支援プログラム」)や人口家族計画への支援(「ブラジルにおける家族計画・母子保健」プロジェクト、「インドネシアにおける母と子の健康プロジェクト」等)、女性の経済的自立を促進するための小規模金融(「バングラデシュ・グラミン銀行」に対する円借款、「マレーシア農村女性中小規模企業家育成訓練」等)、職業訓練(「フィリピンの女性職業訓練センター」支援無償資金協力+専門家派遣)、労働環境の改善(「緑の推進計画」「カレゴロ緑の推進協力プロジェクト」等への専門家派遣)等への支援を積極的に行っている。また、この分野での途上国の政策立案能力向上を支援している(「インドネシアにおけるスラウェシ貧困対策支援村落開発計画」行政研修)。

日本の援助実施機関であるJICAは、1990年の分野別(WID)援助研究会の開催以来、JICAのプロジェクト毎の事業終了評価においてジェンダー配慮に取り組んできた。さらに今後JICA事業においてジェンダーの視点をより効果的に取り込んでいくための教訓、提言を導き出すことを目的として特定テーマ評価を実施することとし、まずスリランカにおける5つの分野(農業農村開発、工業-職業訓練、保健医療、教育、貧困削減)のプロジェクトについて、ジェンダー配慮の度合い、その効果を調査するとともに、他の援助機関のジェンダー配慮への取組も調査する事後評価を実施した。

イ) 教育分野の国際交流・協力

我が国では、ダカール行動枠組みに掲げられた目標を達成するため、以下のような支援を行っている。

アジア・太平洋地域における識字教育の普及に貢献するため、信託基金をユネスコに拠出している。

(財)ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)では、「女性のための識字教育センター」の設置や、識字教材の開発等を通じ、女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

独立行政法人国立女性教育会館では、国際的規模での男女共同参画社会の形成に資するため、2001年度から、海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者等に対して、「国際女性情報処理研修」、「女性の教育推進セミナー」を実施している。

ウ) 国際ボランティア貯金

総務省では、「国際ボランティア貯金」の寄附金の配分を通じて、開発途上国でNGOが実施する識字事業、保健衛生・栄養・生活改善指導、職業技術指導等により女性の自立を支援している。

エ) 女性と仕事の未来館

「女性と仕事の未来館」の運営事業の一つとして、開発途上国に対し女性労働に関係する者を派遣・招聘し、女性労働関係者の交流や、例えばITなど特定のテーマについて双方の国の施策やノウハウについて情報交換を行う「女性労働交流事業」を実施し、国際的な女性の交流、相互理解を深めている。

オ) アフガニスタン女性への支援

2002年1月、日本においてアフガニスタン復興支援国際会議が開催された。その共同議長最終文書において、女性の権利及びジェンダーの問題が復興プロセスにおいて十分に反映されるべきであることが示され、日本が復興支援において重点的に貢献すべき分野の一つとして「女性の地位向上」が挙げられた。これらを受け、同年2月から、内閣官房長官の懇談会として「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」が開催され、現地の状況について調査を行うなど、女性のニーズに配慮した支援の在り方について検討を行っている。

2. 女性2000年会議への参加

平成12年6月5日から10日までニューヨーク国連本部において国連特別総会「女性2000年会議」が開催された。本件会議には我が国より岩男壽美子男女共同参画審議会会長を首席代表とし、NGO（岩男代表を含め4名）、顧問議員団（5名）、外務省、人事院、総理府、文部省、厚生省、農水省、労働省等39名（うち女性28名）からなる代表団が出席した。

北京行動綱領の実施促進のための「更なる行動とイニシアティブ」では、（イ）女性に対する暴力への対応の充実、（ロ）開発や平和達成のため、女性の政策・方針決定過程へのより積極的な参画、（ハ）情報技術分野の教育や訓練等を通じた女性の雇用の向上などに関して、北京行動綱領から更に進展があったものとして評価できる。

我が国は、イニシアティブ作成の為の協議においては、性別データの整備、教育の充実、農山漁村における女性の地位の向上等の日本の関心事項が成果文書に盛り込まれるよう努力した。

今次国連特別総会では、上記の一部問題をめぐる対立により成果文書全体の協議が妨げられ、文書採択が危ぶまれたところ、我が国は岩男代表による11か国との二国間会談やASEAN諸国に対する働きかけ等により、協議促進に努めた。

また、我が国は、準備委員会の副議長として起草グループを主宰し、対立問題の合意促進に貢献した。

首席代表ステートメントでは、男女共同参画社会の実現に向けた国内的取組を紹介すると共に、2001年12月に「第2回児童の商業的その他の性的搾取に反対する世界会議」を主催する旨発表した。特に右世界会議については、各国から高い関心が寄せられた。

特別総会期間中、NGOに対して3回、協議進捗状況に関するブリーフィングを行い、NGOとの緊密な連絡に努めた。

3. 女性に影響を及ぼす政府の国際的なコミットメントに関する情報及び国際フォーラムが発行する公式文書を広く普及するためにとられた措置

我が国においては、第4回世界女性会議、女性2000年会議等に際し、その準備段階、会議終了後の報告会、各種刊行物やHPなどを通じ、成果文書、ナショナルレポート、ステートメント等の情報の広報に努めている。

また、内閣府は、2001年12月、外務省、環境省のオブザーバー参加を得て、北京行動綱領の12重大問題領域のうち、国連婦人の地位委員会のテーマと密接な関係を持つ貧困と環境を

テーマに意見・情報交換会を行い、NGO等約40名が参加した。